

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	野生動植物取引規制条約信託基金拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	64,948千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	野生動植物取引規制条約事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：1972年の国連人間環境会議における勧告を受けて、米国政府及び国際自然保護連合（IUCN）が中心となって野生動植物の国際取引の規制のための条約作成作業が進められ、1973年にワシントンで採択、1975年7月に発効（通称：ワシントン条約、略称：CITES）。日本は、1980年に同条約締結。野生動植物の種の過度な国際取引の規制を通じて、これらの種の保全のための国際協力を図ることを目的とする。2018年5月時点での加盟国は182か国及び欧州連合（EU）。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）において発言権を確保することが可能となり、COPにおける決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、絶滅のおそれのある野生動植物を過度な国際取引から保護することを図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略ビジョン2008-2020では、3つのゴール（ゴール1：条約の遵守、実施及び執行を確保する、ゴール2：条約の運営及び実施のための必要な財源及び手段を確保する、ゴール3：CITES及び他の多数国間条約・プロセスとの整合性及び相互補完性を確保することで、生物多様性の損失を大幅に減少させ、関連する地球規模で合意されているゴールやターゲットを達成する）を定め、それらを達成するための活動を展開。 ・現行の戦略ビジョンが終了する2020年以降の戦略ビジョンの作成のために、2018年5月時点では、会期間作業部会で議論が行われており、日本も同作業部会に参加し、議論に参加している。 ・現行の戦略ビジョンでの実績は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴール1の関連では、野生動植物取引規制条約事務局は国内法制度整備支援プロジェクトを実施し、関係する締約国への支援を実施してきている。 ・ゴール3の関連では、従来より、野生動植物取引規制条約事務局は、生物多様性条約（CBD）事務局（1992年）、国際食糧農業機関（FAO）（2006年）、国際自然保護連合（IUCN）（1999年）、世界税関機構（WCO）（1996年）、国連貿易開発会議（UNCTAD）（2010年、2014年）、世界動物園水族館協会（WAZA）（2011年）、国際航空運送協会（IATA）（2015年）等と覚書（MoU.CBDとはMoC）を交わし協力してきているほか、2017年には生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム（IPBES）と協力覚書（MoC）を締結し、継続的に協力関係の構築に努めている。また、協力状況については、CITES事務局のホームページに情報が掲載されている。 ・上記のとおり、戦略ビジョン2008-2020のゴール3との関連で、各種国際機関を始め、NGO等ともMoUを交わす等して連携を図っている。 ・日本は、2016年9月から10月にかけて行われた直近のCOP17の議論において、上記戦略ビジョンの実施に際し、CITES事務局に指示されている作業の成果が、より実態を反映したものとなるよう提言を行った結果、日本の立場も反映された決定が採択された。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2015年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）（野生動植物取引規制条約事務局の予算は国際連合環境計画（UNEP）の予算の一部として扱われ、BOAによるUNEPに対する監査報告書の中で、同事務局の財務状況についても報告されている。）、報告・提出月：2017年10月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年10月（2015年度） ・動植物の違法取引に対する国際社会の関心の高まりを受け、CITES関連会合で扱う議題が増加傾向にあり、会議文書数も増加している。この中において、野生動植物取引規制条約事務局は会議文書を3言語に限定する等、翻訳費用を抑制するための対策を講じ、また、会合のオブザーバー参加登録料の料金体系の見直しも行うなどの諸対策を通じ、支出の抑制と収入の改善の努力を行っている。 ・日本はCOPにおける予算審議において、野生動植物取引規制条約事務局の運営予算が効率的なものとなるように議論に参画してきている。 						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<p>・野生動植物取引規制条約事務局は国際社会の大半の国が加盟（2018年5月時点、182か国及びEU）し、1975年の発効以来、野生動植物保護のための主要な機関となっており、35,000種以上の動植物が附属書に掲載され、保護の対象となっている。このため、CITESで決定される事項が国際社会に与える影響力は大きく、日本が拠出を行い、野生動植物種の過度な国際取引を規制し、これらの種の保全のための国際協力を行い、そのための議論に参画していくことで、日本として動植物の種の持続可能な利用の確保の促進に努めていくことは重要である。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</p> <p>・日本は、主要拠出国として、COPにおける予算案作成に関する議論等に積極的に参加し、日本の立場を効果的に反映するよう努めている。2017年11月から12月にかけて開催された第69回常設委員会会合では、一部締約国から、日本を国別象牙行動計画(NIAP)プロセスに含めるべきとの主張がなされたが、日本の象牙取引管理の取組につき丁寧に説明した結果、日本を同プロセスに含めて管理する必要はないとの日本の主張が受け入れられ、その旨が反映された決定が行われた。</p> <p>・本件拠出金は事務局の運営予算が中心であり、日本による二国間支援との重複はない。絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引（輸出入等）の規制を通じて、その国際的保護を図ることは、日本のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要がある。</p>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
その他特記事項：							
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	COPにおいて、3か年の事業計画及び予算案を審議、承認。					
	DO	日本から拠出金支出。野生動植物取引規制条約事務局において、計画を実施する。					
	CHECK	締約国は、外部監査や報告書等に基づき運営・活動を評価。					
	ACT	必要に応じ、常設委員会やCOPにおいて、運営における改善を提案。					
・各国からの拠出金はコア予算に組み入れられるため、日本からの拠出分を特定できない。							
担当課室名	地球環境課						